

(写)

長門市告示第 172 号

令和 2 年 9 月長門市議会定例会招集告示（令和 2 年長門市告示第 157 号）の付議事件に次のとおり追加する。

令和 2 年 9 月 25 日

長門市長 江 原 達 也

追加付議事件

議案

第 19 号 令和元年度長門市一般会計歳入歳出決算の認定について

第 20 号 令和元年度長門市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 21 号 令和元年度長門市湯本温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 22 号 令和元年度長門市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 23 号 令和元年度長門市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 24 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

報告

第 2 号 権利の放棄について

第 3 号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

令和 2 年 9 月

長門市議会定例会

追 加 議 案

目 次

議案

- 第 19 号 令和元年度長門市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 20 号 令和元年度長門市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 21 号 令和元年度長門市湯本温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 22 号 令和元年度長門市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 23 号 令和元年度長門市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 24 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

報告

- 第 2 号 権利の放棄について
- 第 3 号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議案第 19 号

令和元年度長門市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度長門市一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和 2 年 10 月 5 日提出

長門市長 江 原 達 也

議案第 20 号

令和元年度長門市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度長門市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和 2 年 10 月 5 日提出

長門市長 江 原 達 也

議案第 21 号

令和元年度長門市湯本温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度長門市湯本温泉事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和 2 年 10 月 5 日提出

長門市長 江 原 達 也

議案第 22 号

令和元年度長門市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度長門市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和 2 年 10 月 5 日提出

長門市長 江 原 達 也

議案第 23 号

令和元年度長門市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度長門市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和 2 年 10 月 5 日提出

長門市長 江 原 達 也

議案第 24 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 2 年 10 月 5 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

1 和解及び損害賠償の相手方

住所

氏名

2 和解の内容

長門市の責任割合を 100%とする。

長門市は損害を受けた相手方に対し、損害の解決金として 32,670 円を賠償するものとする。

なお、長門市及び相手方との間には、本件事故に関し、上記の損害賠償金以外に一切の債権債務がないことを相互に確認する。

3 損害賠償の額 32,670 円

4 発生の原因となる事実

令和 2 年 9 月 9 日午後 2 時 20 分頃、三隅農業者トレーニングセンター駐車場において、草刈機を用いて駐車場周辺の除草作業を行っていたところ、小石が弾き飛び、作業現場付近に駐車中の相手方自動車の助手席側ドアガラスに当たり、物的損害を与えたもの

報告第 2 号

権利の放棄について

長門市債権管理条例（平成 28 年長門市条例第 6 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、市の債権について下記のとおり債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和 2 年 10 月 5 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

長門市債権管理条例第 12 条第 1 項により放棄する債権一覧（令和元年度執行）
（単位：人、件、円）

債 権 名	計	放棄の事由		
		第 2 号 破産等	第 3 号 相続人 なし等	第 4 号 徴収停止 3 年
児童クラブ保護者（人数）	1	1		
負担金（件数）	5	5		
（金額）	15,000	15,000		
同和対策援護資金（人数）	3			3
貸付金元利収入（件数）	3			3
（金額）	2,814,614			2,814,614
生活保護費返還金（人数）	2		2	
（件数）	2		2	
（金額）	3,045,149		3,045,149	

※第 1 号、第 5 号及び第 6 号については該当なし

報告第 3 号

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を別紙のとおり算定したので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付けて報告する。

令和 2 年 10 月 5 日提出

長門市長 江 原 達 也

健全化判断比率及び資金不足比率報告書

I. 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	7.3	26.0
(13.03)	(18.03)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は「—」で表示しています。
- 2 括弧 () 内の数値は、本市の早期健全化基準を表示しています。

II. 資金不足比率

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率	備考
水道事業会計	— (20.0)	
下水道事業会計	— (20.0)	
湯本温泉事業特別会計	— (20.0)	

備考

- 1 資金不足額がない場合は、資金不足比率は「—」で表示しています。
- 2 括弧 () 内の数値は、経営健全化基準を表示しています。